

「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準

(昭和55年6月9日 事務局長通達第8号)

公正取引委員会事務局長から各地方事務所長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事宛
公正取引委員会の決定に基づき、「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」(昭和五十五年公正取引委員会告示第十三号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによら
たい。

「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準

- 1 この告示の適用を受けるものは、消費者信用の表示を行う事業者であり、金融機関、貸金業者、割賦販売業者、ローン提携販売業者、割賦購入あつせん業者等を含む。
- 2 「実質年率」の表示方法について
 - (1) 実質年率は、少なくとも〇.一パーセントの単位まで示すものとし、告示各号の表示に併記する場合は、その表示と同等以上の大きさの文字を用いるものとする。
 - (2) 実質年率が個々の取引により異なる場合にあつては、通常行われる取引における最も高い実質年率及びその実質年率が適用される融資金の額、融資期間等の条件又は実質年率の範囲を表示するものとする。
(例えば、「実質年率通常〇〇パーセント(〇万円、〇年間融資の場合)以内」、「実質年率〇〇パーセントから〇〇パーセントまで」等)
- 3 「記載されている年建ての利息」について
 - (1) 記載されている年建ての利息は、少なくとも〇.一パーセントの単位まで示されたものであつて、融資費用に関する表示と同等以上の大きさの文字を用いたものをいう。
 - (2) 記載されている年建ての利息は、次のように表示されたものをいう。(例えば「年〇〇パーセント」、「年利〇〇パーセント」、「年率〇〇パーセント」)
 - (3) 記載された年建ての利息は、個々の取引により異なっている場合にあつては、その旨が表示されているものをいう。(例えば、「年利〇〇パーセント(融資金〇万円、融資期間〇年の場合)」、「年率〇〇パーセントから〇〇パーセント」、「融資金〇万円 年〇〇パーセント」等)
- 4 「融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合」について
融資費用の内容及びその額又は率が明瞭に記載されている場合とは、利息以外のすべての融資費用について、内容(手数料、信用調査費、保証料等)と、その額又は率が明瞭に記載されている場合をいう。金額でなく率で記載する場合は、年建てによる率(アドオン方式によるものを除く。)で記載されているものをいう。
- 5 「実質年率」について
融資金について、実質年率の算式を示せば、次のとおりである。

$$R = \frac{F}{\sum_{i=1}^n U_i \cdot T_i}$$

ただし、 $R \cdot F \cdot n \cdot T_i$ 及び U_i は、それぞれ次の値を表わすものとする。

R 実質年率

F 融資費用の総額

n 融資金の完済するまでの返済回数

T_i 融資金の前回の返済の日から今回の返済の日の前日までの期間（年を単位として表わすものとする。以下同じ。）。ただし、 T_1 は、信用供与を受けた日から第一回の返済の日の前日までの期間

U_i 前回の返済の日の前日における融資金の未払残高から、前回の返済額のうち融資金への充当分を減じた額。ただし、 U_1 、信用供与時の融資金の額であるが信用供与時に融資費用の一部又は全部を徴収するものにあつては、実際に交付することとなる融資金の額

6 告示備考第四項に該当するものを例示すれば、次のとおりである。

(1) 質屋営業法に基づいて行う表示

(2) 国、特別の法律による特別の設立行為をもつて設立される法人（例えば、〇〇公庫、〇〇公団、日本勤労者住宅協会等）地方住宅供給公社等が行う表示